

諮問番号：平成30年度諮問第36号

答申番号：平成30年度答申第33号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、パニック障害及びアナフィラキシーショックを有しており、常にショックによる死亡の恐怖に悩まされている。そのため、自宅には救急搬送用の緊急連絡ボタンを設置しており、その精神的負担から日常生活に支障をきたしているという事情を顧みずになされた原処分（特別障害者手当認定請求却下処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

#### 2 処分庁の主張の要旨

請求人の障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項に規定する特別障害者であるかどうかの判断は提出された特別障害者手当認定診断書の記載内容に基づき、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）第1条第2項の規定及び認定基準に照らして行ったものである。請求人は、前記1のとおり主張するが、提出された特別障害者手当認定診断書の内容からは、重度の障害を有し、常時の介護又は援助を必要とする程度以上の状態とまでは言えないから、認定を行うことはできない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別障害者手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、パニック障害及びアナフィラキシーショックを有しており、常にショックによる死亡の恐怖に悩まされているため、自宅には救急搬送用の緊急連絡ボタンを設置しており、その精神的負担から日常生活に支障をきたしているという事情を顧みずになされた原処分は、違法又は不当であると主張してい

るものと解される。しかしながら、特別障害者手当の受給資格が認定されるためには、特別障害者手当認定診断書に記載された障害の状態が、嘱託医師の審査判定も得て、総合的にみたときに、認定基準に定める要件に合致するものと判定される必要があるところ、請求人の障害は「パニック障害」であり、認定基準において手当の支給対象とされている「統合失調症」、「統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」のいずれにも該当しないから、請求人の障害の状態がどのような程度であったとしても手当の支給対象となり得るものではない。請求人が一定程度の障害を有することは認めるが、法に基づくこの手当の支給要件を満たすと認めることはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年11月28日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年12月4日及び同月18日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法に規定する「特別障害者」とは、20歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいうこととされ（法第2条第3項）、その障害の状態は、①身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が政令別表第2各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの、②①のほか、身体機能の障害等が重複する場合（政令別表第2各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が①に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの又は③身体機能の障害等が政令別表第1各号（第10号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が②と同程度以上と認められる程度のもの、のいずれかに該当するものとされている（政令第1条第2項）。

また、手当の受給資格の認定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準の内容は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、近年の医学的知見を踏

まえて定められていることが認められ、この点について特段の不合理な点は見受けられない。

そこで本件についてみると、請求人は、「視覚障害」を有することが認められるほか、「パニック障害」を有するとされ、精神症状は、「不安」、「恐怖」、「うつ状態」及び「その他（解離）」があり、その程度として「不安が高じて、解離をおこし倒れる。一時的に意識が混濁する。解離がショック状態を誘発することもある」との記載があり、要注意度は「常に嚴重な注意を必要とする」とされている。他方、日常生活能力の程度については、「食事」、「用便（月経）の始末」及び「衣服の着脱」は「介助があればできる」に、「簡単な買物」は「できない」に、「家族との会話」及び「家族以外の者との会話」は「少しは通じる」に、「刃物・火の危険」は「少しはわかる」に、「戸外での危険（交通事故）から身を守る」は「不十分ながら守ることができる」に、それぞれ○が付されており、その内容として「身の辺りのことは自力でできることが減り、ヘルパー等の支援を要している。解離やショックを頻発し、突然死の危険性を常に抱えている。買物や通院などの単独での外出は危険」とされていることが認められる。

まず、請求人が上記①に該当するかどうかについてみると、視覚障害については要件を満たしているものの、精神の障害については日常生活能力の程度の点数が10点以上必要とされているところ、請求人の日常生活能力の程度の点数は9点であり、政令別表第2の第7号に該当するとは認められない。他方、請求人が上記③に該当するかどうかについてみると、視覚障害のみではこれに該当せず、精神の障害については日常生活能力の判定が14点以上必要とされているところ、請求人の日常生活能力の程度の点数は9点にとどまっているから、政令別表第1の第9号に該当すると認めることはできない。なお、請求人が上記②に該当するかどうかの判断については、視覚障害のほかに2つ以上の障害を有するものである必要があるところ、請求人には視覚障害及び精神の障害の2つの障害に係る診断書のみを提出しているのであり、上記②の要件を満たすものと認める余地はない。

これらの内容を総合的に判断すると、請求人には視覚障害を含め一定の障害があることは認められるものの、請求人が法に規定する「日常生活において常時特別の介護を必要とする」状態にあるとまでは認められない。したがって、請求人について特別障害者手当の支給要件に該当しないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、違法又は不当な点は認められない。

この点、請求人は、パニック障害及びアナフィラキシーショックを有してお

り、常にショックによる死亡の恐怖に悩まされているため、自宅には救急搬送用の緊急連絡ボタンを設置しており、その精神的負担から日常生活に支障をきたしていると主張する。しかしながら、仮に、請求人が視覚障害若しくは精神障害のいずれか又はこれらの両方の障害を有し、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるとしても、請求人が「日常生活において常時特別の介護を必要とする」状態にあるとまでは認められず、法に規定する「特別障害者」に該当するとはいえないから、かかる主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美